

# 金銭消費貸借契約書（無利息）

●●（以下「甲」という）及び●●（以下「乙」という）は、甲を貸主、乙を借主とする金銭消費貸借契約につき、以下のとおり合意した。

## 第1条（金銭消費貸借）

甲は、乙に対し、以下の条件で金銭を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

（1）元本 金●●円

（2）利息 無利息

（3）弁済期日及び弁済額

元本：令和●●年●●月●●日限り、全額

## 第2条（遅延損害金）

乙は、前条に定める期日での弁済を怠った場合及び第4条により期限の利益を喪失した債務について、期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで、残元金に対して年○パーセント（年365日日割り計算）の遅延損害金を支払う。

## 第3条（弁済方法）

乙は、本契約に基づく甲に対する債務を、以下の甲の指定する銀行口座へ振り込んで弁済する。振込手数料は乙の負担とする。

●●銀行●●支店 普通預金

口座番号 ●●●●●●●●

口座名義 ●●●●●●●●

## 第4条（期限の利益の喪失）

1. 以下の各号の事由が発生した場合、甲は、書面による通知により、本契約に基づくすべての乙の債務の期限の利益を喪失させ、直ちに全額の弁済を請求することができる。

（1）乙が本契約上の債務の弁済を遅滞したとき。

（2）前号のほか、乙が本契約に違反したとき。

2. 以下の各号の事由が発生した場合、乙は、本契約に基づくすべての乙の債務につき、甲の通知なく当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済しなければならない。

（1）乙の資産につき仮差押、仮処分、差押、保全差押、滞納処分又はこれに類する法的手続が開始されたとき。

（2）乙につき、破産、民事再生の各手続開始の申立てがあったとき。

（3）乙が連絡不能になったとき。

#### **第5条（費用負担）**

本契約の締結及び履行に関して支出する費用は、すべて乙の負担とする。

#### **第6条（損害賠償）**

乙は、故意又は過失により、本契約に定める義務に違反した場合、相手方に生じた一切の損害を賠償する。

#### **第7条（契約上の地位及び債権債務の承継・譲渡の禁止）**

乙は、本契約上の地位又は本契約に基づき発生した債権若しくは債務を、甲の書面による同意なく第三者に承継・譲渡してはならない。

#### **第8条（準拠法）**

本契約の準拠法は日本法とする。

#### **第9条（裁判管轄）**

本契約に関し、甲乙間の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の証として、正本2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(甲)

(乙)